

国立研究開発法人物質・材料研究機構事業継続計画

平成27年6月30日

27規程第107号

改正：平成28年4月26日 28規程第90号

改正：令和元年8月6日 2019規程第52号

改正：令和3年3月15日 2021規程第6号

改正：令和5年2月28日 2023規程第73号

改正：令和7年3月11日 2025規程第60号

目 次

第1章 構成、位置づけ及び基本方針

第1節 構成

第2節 位置づけ

第3節 基本方針

第2章 想定災害・被害

第1節 想定災害

第2節 想定被害

第3章 一般継続業務の特定方法、内容及び人員の整備

第1節 一般継続業務の特定方法

第2節 一般継続業務の内容

第3節 非常時参集職員

第4章 訓練

第5章 計画の見直し

第6章 庶務

国立研究開発法人物質・材料研究機構事業継続計画（平成27年6月30日 27規程107号以下「本計画」という。）は6つの章で構成され、各章には以下のような内容について記載する。

第1章 構成、位置づけ及び基本方針

第1節 構成

第1章：構成、位置づけ及び基本方針

本計画の構成、位置づけ及び基本方針について記載。

第2章：想定災害・被害

前提となる想定災害及び被害状況について記載。

第3章：一般継続業務の特定方法、内容及び人員の整備

一般継続業務の特定方法、内容、非常時参集職員の業務及び指名方法について記載。

第4章：訓練

職員を対象に行う訓練について記載。

第5章：計画の見直し

本計画の随時見直しについて記載。

第6章：庶務

本計画の庶務について記載。

第2節 位置づけ

国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）は、その所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性がある中央防災会議で想定している茨城県南部地震（マグニチュード7.3、つくば市の最大震度6弱以下、「茨城県南部地震」という。）が発生した場合においても、業務停止が機構の任務及び社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要がある。本計画は、機構自体が被災した場合においても、与えられた使命の達成に必要な継続しなければならない業務を特定し、その継続性を確保するために必要な取り組みを定めるものである。

第3節 基本方針

機構は、物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等を行っているが、茨城県南部地震により、機能が停止又は低下した事態においても、業務停止が機構業務及び社会経済活動に重大な影響を及ぼす可能性のある業務については継続する必要がある。そのため、与えられた任務の達成に必要な一般継続業務を特定し、その継続性を確保するために必要な取組を定めた本計画を策定する。本計画を遂行するため、茨城県南部地震が発生した場合においても、一般継続業務を行う非常時参集職員をあらかじめ指名する。

第2章 想定災害・被害

第1節 想定災害

想定災害は、国立研究開発法人物質・材料研究機構防災業務計画（平成27年6月30日 2

7 規程第 108 号。以下「防災業務計画」という。) 第 1 章第 3 項で定める茨城県南部地震とする。

第 2 節 想定被害

想定災害を踏まえて、機構が被る被害を以下のように想定する。想定される被害については、「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）（平成 25 年 12 月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ決定）」、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」、文部科学省首都直下地震対応業務継続計画及び東日本大震災の記録（つくば市）に基づき設定した。

項目	想定被害
1. 役職員	(1) 就業時間外の場合：役職員の約 1 割（約 150 人）は自ら若しくは家族の死傷、交通機関の被災等による参集不可能 (2) 就業時間内の場合：役職員及び機構建物内の人の負傷は 10 名程度
2. 公共交通機関	(1) つくばエクスプレス（TX）は地震 2 日後、全線運行（通常の 5～6 割で運行） (2) 常磐線（JR）は地震 1 週間後、一部区間で運行開始（その後運行区間を随時延長） (3) 高速バスは地震 1 週間後、通常運行開始 (4) 高速道路は地震 5 日後、一部区間で通行止め解除（その後解除区間を随時延長）
3. 機構建物	機構の建物に大きな損傷はないが、家具・書類・書籍が全ての部屋で転倒・落下し、パソコンは 1%が故障
4. 電力・ガス	(1) 商用電源断絶。停電は 2 日間継続する。（12 時間程度は非常用発電装置で対応できる） (2) ガス供給継続
5. 上下水道	(1) 上水の断水は地震 6 日後復旧（つくば市全域復旧まで） (2) 下水道の利用停止は 1 ヶ月継続する。
6. 電話・PHS	機構内の電話、PHS による通信は非常用発電機及びバッテリーによるバックアップにより、15 時間程度は商用電源が無くても使用可。それ以降は電源が復旧するまでの間は使用不可能。外部との通話は復旧後 10 日間はかなり輻輳する。
7. インターネット通信	地震直後は使用不可。復旧は、電源の回復、回線事業者及び機構内 LAN 保守業者の状況に依存する。

第 3 章 一般継続業務の特定方法、内容及び人員の整備

第 1 節 一般継続業務の特定方法

機構の運営上重要かつ停滞してはならない業務として、茨城県南部地震発生時に優先的に実施する業務を特定するために、地震発生からの経過時間（1・3・12 時間、1・3・7・14 日間、1 ヶ月）ごとに業務が停止した場合の機構の運営への影響度の評価を中央省庁業務継続ガイドラインの影響度基準を基に検討を行った。影響度の基準については以下のとおりである。

影響度 1：社会的影響はわずか。

影響度 2：若干の社会的影響がある。

影響度 3：社会的影響が大きい。

影響度 4：社会的影響が相当大きい。

影響度 5：社会的影響が甚大である。

この評価により、国、地方公共団体及び関係諸機関への報告義務がある業務、施設・設備に危害が及ぶ行為の防止業務、機構情報の漏えい、破壊、改ざん等、機構の信頼性を失墜させる行為の防止業務、多大な予算と労力により得られた研究成果の維持・管理業務及び実験動物の飼育などの生物の生命に関わる業務について、14日以内に影響度3以上となる通常時の業務を特定し、更に検討を行い大規模地震等の非常時においても継続する必要がある業務を抽出し一般継続業務とした。具体的には第2節の1.～5.の業務とする。

なお、高圧ガス、放射性物質、有毒薬品、研究廃液及び汚水等、漏洩した場合周辺に影響を及ぼすようなものについての対策は、別途防災業務計画で対応する。

第2節 一般継続業務の内容

1. 外部への連絡・情報提供

地震直後の非常時において、防災業務計画第2章第7項に基づき、関係行政機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じ、報道機関・周辺住民等からの問い合わせへの対応、外部への広報等を行う。

2. 警備・建物等の管理

地震直後の非常時において、物品の略奪、施設の破壊、機構職員等への暴行など事件の発生や火災の発生を防止するため、不審者対応、構内巡回等を継続して行うとともに、事件・火災が生じた場合には警察・消防機関への通報を行う。

3. 情報セキュリティ

機構の情報が漏えい、破壊、改ざん、滅失又は毀損等を起こした場合、機構の信頼性が著しく失墜する恐れがある。したがって、地震直後の非常時においても、機構が保管する情報に脅威を与える恐れのある行為を防止するため、鍵、IDカード等の施錠管理、警備員による監視等必要な措置を取る。また、情報セキュリティ確保のため必要がある場合には、立ち入りの禁止その他の必要な措置又は指示を行う。

4. 研究サンプル及び試薬の冷蔵・冷凍保存

研究サンプル及び試薬（以下「研究サンプル等」という。）の中には、冷蔵・冷凍保存が必要な生物試料がある。冷蔵・冷凍状態が途絶えると研究サンプル等の性質が変化し、今後の研究に重大な支障を及ぼすこととなる。再度、研究サンプル等を作成するためには、一定規模以上の予算、時間を要する。

したがって、地震直後の非常時においてもこのような研究サンプル等については、冷蔵・冷凍保存を継続しなければならない。このため、非常用発電機による電力供給を行うとともに、携帯用発電機を整備するなど電源復旧までの間、適切な対応を取る。なお、冷蔵・冷凍保存を実施する際は研究サンプル等をまとめ、現在使用している冷蔵庫の中から特定

の冷蔵庫を選び冷蔵保存する等、効率的に対処する。

5. 実験用動物の飼育

実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）により、動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、動物が命あるものであることに鑑み動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養及び保管並びに科学上の利用に努めなければならない。また、国立研究開発法人物質・材料研究機構動物実験の実施に関する規程（平成15年3月13日15規程第7号）により、動物実験責任者は、管理区域及び設備の適切な維持管理に努めるとともに、実験動物の習性を考慮した給餌、給水、床敷の交換等を行い、可能な限り清潔で快適な環境で飼育しなければならない。

したがって、地震直後の非常時においても実験動物の給餌、給水及び飼育温度の管理は継続しなければならず、非常用発電機による電力供給を行うとともに、携帯用発電機を整備するなど、電源復旧までの間、適切な対応を取る。

第3節 非常時参集職員

1. 非常時参集職員の業務

非常時参集職員は、茨城県南部地震が発生した場合、即時に参集し所属する室において一般継続業務を行う。

2. 非常時参集職員の指名

平常時に、徒歩で概ね3時間以内（概ね機構から9kmの範囲内。但し、別表の1の業務については、30分以内。）に参集できる場所に居住する機構職員の中から理事長があらかじめ指名する。

第4章 訓練

役職員を対象に実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的実施するとともに、徒歩参集訓練も実施する。訓練時に収集される情報や各組織の対応については、訓練時及び訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録は、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらをもとにより良い対応が行えるよう改善を図る。

第5章 計画の見直し

訓練や計画の点検・実行を通じて問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善するため随時見直しを図る。

第6章 庶務

本計画の庶務は、経営企画室、安全管理室及び法務・コンプライアンス室が連携して処理する。

附 則

この規程は、平成２７年７月１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則（平成２８年４月２６日 ２８規程第９０号）

この規程は、平成２８年４月２６日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（令和元年８月６日 ２０１９規程第５２号）

この規程は、令和元年８月６日から施行する。

附 則（令和３年３月１５日 ２０２１規程第６号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年２月２８日 ２０２３規程第７３号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１１日 ２０２５規程第６０号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表

一般継続業務一覧表

番号	業務名	業務内容	担当室、課
1	外部への連絡・情報提供 (影響度 5)	地震直後の非常時における外部への連絡・情報提供に関し、以下の業務を行う。 (1) 関係行政機関との連絡調整 (2) 必要に応じ、報道機関・周辺住民等からの問い合わせへの対応、外部への広報等	安全管理室、総務室、広報室
2	警備、建物等の管理 (影響度 5)	1. 物品の略奪、施設の破壊、機構職員等への暴行等の事件の防止及び火災の防止のため、以下の業務を地震直後の非常時においても継続して行う。 (1) 不審者対応 (2) 構内巡回 (3) 訪問者対応 (4) 負傷者等の有無の確認、建物・部屋等の状況把握をしたうえで、使用していない建物・部屋等は電気錠又は手動により施錠 2. 事件・火災が生じたときは、警察・消防機関への通報を行う。	総務室
3	情報セキュリティ (影響度 5)	1. 情報管理区域の区分に応じ、鍵、ＩＤカード等の施錠管理、警備員による監視、入域管理等必要な措置を取る。 2. 情報セキュリティ確保のため必要がある場合には、立ち入りの禁止その他必要な措置又は指示を行う。 3. 情報管理区域内にある情報に脅威を与える恐れのある行為の防止 4. 入退館システムによる入退管理	総務室

4	研究サンプル及び 試薬の冷蔵保存 (影響度 4)	冷蔵、冷凍保存を継続するため、非常用電源から電力供給する。非常用電源停止後は、携帯用発電機を整備するなど電源復旧までの間、適切な対応を取る。なお、冷蔵・冷凍保存を実施する際は研究サンプル等をまとめ、現在使用している冷蔵庫の中から特定の冷蔵庫を選び冷蔵・冷凍保存する。	各研究員
5	実験用動物の飼育 (影響度 4)	給餌、給水及び飼育温度の管理等を継続するため、非常用電源から電力供給する。非常用電源停止後は、携帯用発電機を整備するなど電源復旧までの間、適切な対応を取る。	実験動物管理者 動物実験責任者 動物実験従事者 飼育技術者